

## 日・中社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書 記入要領

⑫中国における事業所の名称、⑬中国における事業所の所在地、⑭被保険者氏名はローマ字(大文字ブロック体)で記入してください。

「日本の事業所から派遣された被用者が、派遣元事業主の命により中国国内で就労する」に該当する場合、「120」に✓を記入してください。

⑩就労の開始予定年月日は、協定の発効日(2019年9月1日)以降です。

原則5年間は相手国制度の加入が免除されます。このため、就労の開始年月日が2019年9月1日の場合、⑪就労の終了予定年月日は最長で2024年8月31日です。

# 日・中社会保険協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

※欄は記入しないでください。  
○この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

令和 年 月 日提出

①事業所の記号	②被保険者整理番号	③生年月日	⑦個人番号(又は基礎年金番号)
01 いろは	1234	5.昭和 年 月 日 □ 7.平成 63 04 10 □ 9.令和	X X X X X X X X X X X X
④被保険者氏名	⑤性別	⑥日本国における被保険者住所	⑧協定相手国
年金 太郎 ネンキン タロウ	1.男 □ 2.女	トウキョウスギナミカタカイニX-Y-Z 168-XXXX 東京都杉並区高井戸西 X-Y-Z	(中国) 0 2 0
⑨就労の形態			
<input checked="" type="checkbox"/> 1.0. 日本の事業所から派遣された被用者が、中国国内の事業所へ就労するために派遣される。 (協定第6条該当) <input type="checkbox"/> 0.0. 海上航行船舶に被用者として就労し、日本・中国両国の制度が適用されるが、申請者の通常居住地が日本である。 (協定第7条該当) <input type="checkbox"/> 1.2. 航空機の被用者として就労し、日本・中国両国の制度が適用されるが、雇用主の所在する国が日本である。 (協定第7条該当) <input type="checkbox"/> 1.3. 上記以外で中国国内の事業所で就労するが、中国の制度が適用されることにより不利益を被る。 (協定第9条該当) 「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。			
⑩就労の開始予定期月日			
(西暦)年 月 日 2019.09.01		(西暦)年 月 日 2024.08.31	
⑪中国における事業所の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。			
IROHA XXX Ltd.			
⑫中国における事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。			
X, XXX XX DONGCHENG DISTRICT, BEIJING, P.R.CHINA			
⑬適用証明書否	⑭被保険者氏名	*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。	
※ 0. 要 1. 否	姓 NENKIN	名 TARO	送信
備考			

裏面を理解した上で、上記のとおり申請します。

受付印

事業所の所在地及び名称	〒 168-XXXX 東京都杉並区高井戸西 X-Y-Z (名称) 株式会社 イロハ商事 (事業主氏名) 代表取締役 色葉 正二 (電話) (03)-(XXXX)-(XXXX)
-------------	--

社会保険労務士登載欄
氏名等

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されます。日本年金機構に届出されている住所と異なる住所を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

⑫中国における事業所の名称は、50文字を超える場合は手書きとなります。可能な限り、50文字以内としていただくようご協力をお願いします。

⑬中国における事業所の所在地は、75文字を超える場合は手書きとなります。建物名や国名を省略する等、可能な限り、75文字以内としていただくようご協力をお願いします。